

令和8年度第1回総合教育会議に係る議題提案書

課名	教育総務課
<p>【テーマ】 熱中症対策について</p>	
<p>【背景、要旨、意見など】</p> <p>◎登下校の熱中症対策について</p> <p>近年の猛暑下における遠距離通学児童の健康と安全を守るため、特に小学校低学年を対象とした下記の熱中症対策を検討及び実施をしている。</p> <p>①熱中症対策冷凍・冷蔵庫の設置 実施中</p> <p>近年夏季の酷暑に伴い、熱中症リスクが上昇している。一部の児童生徒は、登下校の際にクールネックリング等の熱中症対策グッズを利用しているが、自宅で自ら用意したクールネックリング等は登校時には利用できるものの、下校時には学校で冷やすことができないことから利用できない。</p> <p>また、登下校中並びに在学中における児童生徒の水分補給について、一次的には児童生徒自らが家庭から持参したお茶等により行うが、家庭から持参することを忘れてしまったり、持参した水分を全て消費してしまったりした場合のために熱中症対策経口補水用水分として飲料を学校の冷蔵庫等において用意し、その飲料を消費した児童生徒は、翌開校日に自宅から同じ飲料を持参して補填する取組を行っている学校もある。</p> <p>児童の登下校の安全及び熱中症リスクを軽減させるために登下校熱中症対策として冷凍庫を全小学校に設置する。</p> <p>②小中学校への自動販売機の設置 実施中</p> <p>目的は、①災害対策：激甚災害時に小中学校へ避難してきた市民等が水分補給をするため自動販売機で水等を購入する用に供する。災害用備蓄のローリングストックとして。②学校開放による社会体育の利用：学校開放で小中学校を社会体育のために利用する市民が水分補給をするため、自動販売機で清涼飲料水等を購入する用に供する。③児童生徒の熱中症対策：児童生徒が熱中症対策のために行う水分補給については、原則として児童</p>	

生徒が各家庭から持参する水筒のお茶等を利用する。しかし、児童生徒が自ら持参したお茶等を全て飲んでしまったり、持参することを忘れてしまったりした際に水分補給をするため自動販売機で水等を購入する用に供する。なお、児童生徒の利用を許可するか否かは、各校の校長判断とする。

③甚目寺東小学校下校時避暑一時避難 作成・配布依頼済み

甚目寺東小学校は、市内でも通学距離の長い小学校である。森地区は小学校から3km弱の距離があり、特に低学年においては1時間近く酷暑の中歩き続けることになるため、途中で涼を得て休憩する必要があると言われている。下校途中の一時休憩のため、クーリングシェルの登録をされている公共施設又は民間施設を利用し、帰宅するまでの一時的な体力回復の場所としたい。下校時に利用できるクーリングシェルのチラシを作成し、甚目寺東小学校の児童及び保護者に配布するよう学校に依頼する。

④地元又は学校運営協議会がスクールバス運行を主催 希望なし

地元の飲食店や学習塾等が保有するマイクロバスなどを利用し、学校運営協議会等でスクールバス運行を自ら行う。

方法としては、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送」

令和6年3月1日付け国自旅第359号「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」

学校運営協議会は実施意志なし。

⑤指定学校の変更の条件に1項目追加 検討中

指定学校の変更申請に対する許可基準の一つ追加して、通学距離が一定距離以上であり、学区により指定されている学校よりも通学距離が短くなる学校がある場合に指定学校の変更申請に対する許可を行うもの。多くの児童が希望した際、当該校の空き教室ではまかなえない人数となる可能性がある。指定学校の変更により就学した小学校の同級生と同じ中学校に通うことができないこととなる。通えるよう特別な仕組みを用意するか。

⑥学校区を再編する 検討中（⑤の推移による）

令和7年度第2回総合教育会議で⑤と共に協議済み

森7丁目、8丁目の指定学校を正則小学校に変更するもの。地元の理解と納得が必要であること、小中の受入れ可能数に限界があることが課題である。平成29年度に地元から及び在校生の保護者からの反対を受けて中止した経緯がある。

◎小中学校体育館の空調設備設置について

近年の猛暑下における体育の授業及び運動部活動の体育館使用について、熱中症指数の上昇から体育館が使用できないこともある。

近隣自治体における体育館空調設置の動きから、保護者からも学校からも議会からも一刻も早い体育館空調の設置が望まれている状況にある。

また、教育委員会が考慮することではないかもしれないが、大地震等の激甚災害時の避難所として小中学校が指定されており、実際に市民が避難生活を送ると想定される体育館に空調設備を設置することは、同じく市民からも議会からも望まれているものと理解している。

教育委員会としてもできるだけ多くの学校の体育館にできるだけ早期に空調設備が設置されることを望むところである。

昨年度の第1回総合教育会議でも同じ議題にて意見交換が行われた。

その際には、教育委員会からは特別教室の空調設備も必要であるが、国が推進していること、近隣市町でも設置の動向であることなどから、体育館の空調設備を優先していただけるものならば、先に設置をお願いしたいという意見も出された。また、その際にあま市内全17小中学校の体育館に一気に空調設備を設置することは難しいので、まずは旧町3地区に1校ずつは設置されている状況を作り、そこから順次進めていきたいという方向性が示された。

教育委員会としては、出来るだけ早期に全17校の小中学校の体育館に空調設備を設置していただけるとありがたいと思うが、あま市の財政状況から全17校の小中学校の体育館に空調設備を設置することは難しいことも理解している。

このたび、新たな市長との初めての総合教育会議にあたり、特別教室の空調設備設置を先に行うのか、それとも体育館の空調設備設置を先に行うものか、又は同時に設置を進めるものか、体育館の空調設備設置について、何校の体育館に空調設備を設置するお考えなのか意見を交わせるとよい。

また、併せて空調設備の方式について、しっかりと体育館内を冷房するGHP（都市ガス）、GHP（バルク）、EHP（電気）の3種類のうちいずれかの方式にするのか、又は、しっかりと冷房できないかもしれないが熱中症指数上昇を抑える程度の台数に抑えたエリア空調（工場等で使用）の設置にするのか、それとも両方を組み合わせるのかなど、意見を交換させていただければありがたい。